

歴史からひも解く
相続今昔物語5



毛利元就

ではなかった？

「自覚を促すため」

名将「毛利元就」が
息子達に
三本の矢を渡したのは

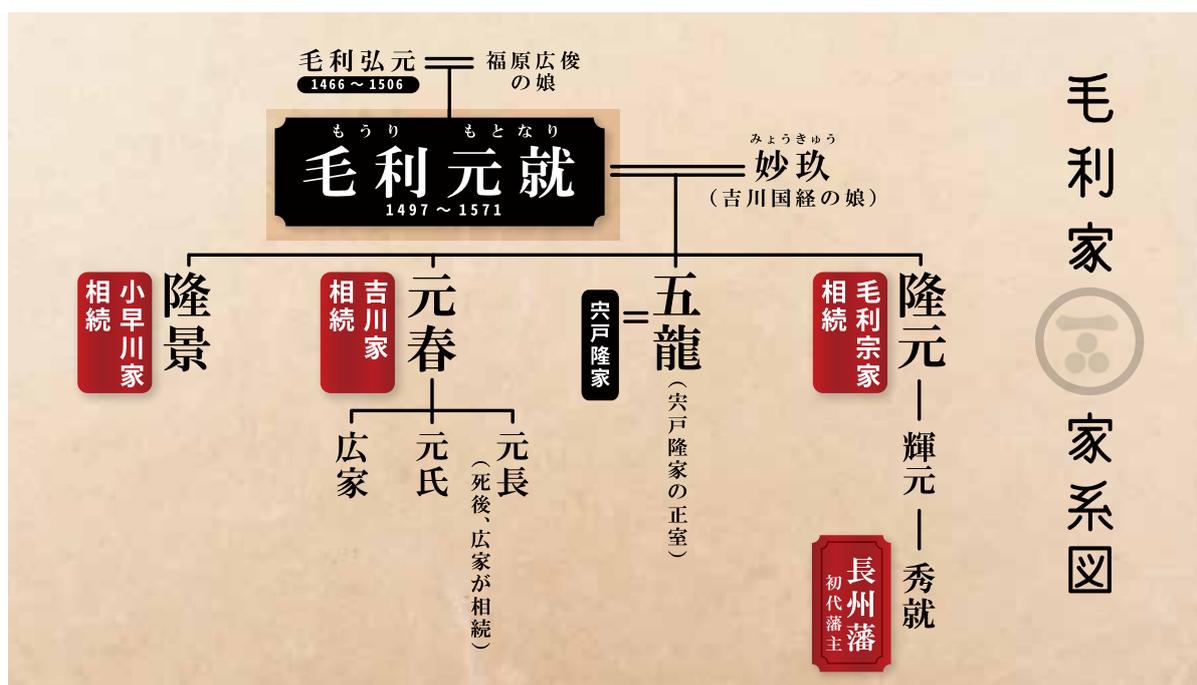


領地分割で兄弟の自覚を促した？

安芸の国(現在の広島県)に生まれた戦国武将の毛利元就(明応六年(一四九七年)～元龜二年(一五七一年))は、死去に際して三人の子らに矢を一本ずつ渡し、折るよう命じた。子らはいずれも容易く折った。その後改めて三本の矢をまとめて渡し、束のまま折るようにと命じたところ、子らは誰も折ることができなかった。一本では弱い矢も束になれば頑丈になることから、三兄弟の結束を強く訴えかけた逸話だ。後日、シエークスピアのリア王とこの逸話とをベースに、黒澤明監督が映画「乱」を撮影したことも広く知られている。毛利元就从ら矢を渡された二人の子らとは、毛利隆元、吉川元春と小早川隆景だ。小早川隆景は、関ヶ原で東軍に寝返った小早川秀秋の養親である。

毛利元就はもともと安芸国の少領主であったが次第に勢力を拡大し、周防・長門(現在の山口県)の有力大名であった大内氏の内紛に乘じ、最終的には厳島の戦い(弘治元年(一五五五年))を経てこれを滅ぼし、一代でほぼ中国地方全土を支配する覇者となった。

そうすると、三本の矢の逸話は子らに財産を分割する際の戒めだったのだろうか。



同盟関係の維持こそが望み

三人の子らの苗字が異なることからわかるように、吉川元春は元就の二男だが、母の実家の養子となっている。これは、当時の吉川家当主であった吉川興経とその親族らの不和によるお家騒動に巻き込まれる形で興経の養子となったものであり、その後興経とその子が殺害されたので、事実上毛利家より格上とされていた吉川家を乗っ取った形になった。また、小早川隆景も元就の三男だが、強力な水軍を持ち元就と協力関係にあり、また元就の姪が嫁ぐなど姻戚関係にもあつた小早川家の当主であつた小早川興景が子どもを残さず死去したため、乞われて養子となったものである。ヨーロッパのことわざに「戦争は他家に任せておけ。幸いなオーストリアよ、汝は結婚せよ」というハプスブルク家を揶揄するものがあるが、元就は有力な大名に自分の子を養子として送り込むことで勢力を拡大した一面があるのだ。この三家の体制を毛利家を吉川家と小早川の両家が支える体制ということから「毛利両川体制」とよばれる。

つまり、毛利元就が三本の矢を子らに渡したのは、自分の財産を分割するのの際して自覚を促したのではない。毛利家と同盟を結ぶ形で所領の拡大に協力関係にあつた三つの家の、同盟関係の維持継続を求めたのである。

家族で争わぬことこそ

確かに、二男元春、三男隆景とも他家の養子となることで養父母から資産を相続している。現代の視点で考えるなら、養父母から資産を相続するのは当然として、実父母からも他の兄弟と同等に相続を受ける権利があるはずだ。しかし、当時は親族間でも血で血を洗う戦国時代。二男と三男が長男隆元に財産分与を求めると、直ちに毛利家の内紛につながるはずであり、それを戒める意味での三本の矢だったのだろう。実際、元就の死後に兄弟間での争いが生ずることはなく、豊臣秀吉への服属を経て関ヶ原に至るまで、毛利家は中国地方の覇者として君臨することとなる。

もつとも、毛利元就が死亡するよりも前の永祿六年（一五六三年）に嫡男毛利隆元は死亡している。三本の矢の逸話は作り話かもしれないし、あるいは嫡孫であり関ヶ原の西軍の名目上の大将となる毛利輝元（天文三十二年（一五三三年）～寛永二年（一六二五年））に対して語られたものかもしれない。

もしも輝元がこの戒めを受けていたとするなら、東軍に通じて参戦を押しとどめた吉川広家や、裏切りにより東軍に勝利を導いた小早川秀秋（豊臣秀吉の親族を養子としたものではないが……）について輝元は、そして元就はどう感じたのだろうか。

※歴史の解釈には諸説があり、本文には著者の個人的な考え方も含まれています。

制作——株式会社 ZUU

相談はこちら

名称 : プレミアサロンうらわ

電話番号: 048-886-8011

所在地 : さいたま市浦和区高砂一丁目16番12号 アトレ浦和 West Area 4階

取扱業務: 相続・遺言信託・事業承継・資産活用などの各種ご相談

営業時間: 年中無休※ 平日11:00～21:00、土日・祝日11:00～19:00

※年末年始、アトレ浦和の休業日は除きます

完全予約制(下記予約ページからご予約いただけます)

<https://premier.resv.jp/reserve/calendar.php>

※プレミアサロン(リンク)では相続に役立つ情報を配信しています

<https://www.saitamaresona.co.jp/premiersalon/index.html>

※当電子書籍は掲載日時時点の税制・関係法令などに基づき記載して制作したものです。

今後税務の取り扱いなどが 変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。